

○高速自動車国道等における警察緊急自動車通行取扱基準の制定について

〔 令和 8 年 3 月 1 7 日 〕
〔 例規甲（務庶）第 1 5 3 号 〕

（概要）

この基準は、山梨県警察が保有し、又は管理する車両が、業務の必要上、高速道路株式会社法（平成 1 6 年法律第 9 9 号）第 2 条第 2 項に規定する高速道路（以下「高速道路」という。）、自動車専用道路等の有料道路を利用する場合、道路整備特別措置法（昭和 3 1 年法律第 7 号）第 2 4 条第 1 項ただし書及び道路整備特別措置法施行令（昭和 3 1 年政令第 3 1 9 号）第 1 1 条の規定に基づき、料金徴収の対象から除かれることとなっているが、その通行に関し適正な運用を図る必要があることから、通行方法、通行料金の取扱い、事務手続等について基準を定めるものである。